

令和2年5月27日

## 託児室カブルーム利用規則

託児室カブルームを利用するに当たって遵守すべき規則を定める。この施設を個々の利用者が安心して、気持ちよく使えるようにするためである。この規則に反する考え、そして、行為がみられた場合は、注意の上で相変わらず託児室の運営上問題にされるならば一方的に託児室の利用を制限、中止させていただきます。

- ① 保護者は、この規則を守り、利用者間で思い合って託児室が順調に運営されるよう配慮しなければならない。そのために別紙の誓約書を作成する。
- ② 対象は満1歳児とする。
- ③ 保護者は託児中、仕事、社会的奉仕、又は、その他の芸術的な活動に従事するものとする。
- ④ 保護者と別紙の契約書を交わし、託児室の利用の詳細に関してお互いに確認する。
- ⑤ 託児室の定員は3名である。
- ⑥ 利用時間は、午前8時から午後6時までの最大10時間である。
- ⑦ 食事は昼食のみである。お弁当を用意するか、又は、託児室が斡旋する給食を配達してもらう。
- ⑧ 児の託児室の過ごし方を契約書で定める。
- ⑨ 保護者は契約書で必要とされた身の回り品を用意しなければならない。
- ⑩ 託児室の利用料は以下の通りで月末に前払いする。託児室を時間、日単位

で利用しなかった場合は返金しない。しかし、週単位で休む時はその利用割合で相応負担を減免して、その分を返金する。

ひと月の利用料（これに消費税 10%の課税あり）

	1日8時間	1日5時間
週2日	35,000円	30,000円
週3日	40,000円	35,000円
週4日	45,000円	40,000円
週5日	50,000円	45,000円

給食は別で、1食 350円(8%消費税込み)

延長保育の場合、追加料金1時間 500円

補助金が非課税世帯に条件次第で交付されます。市、子育て支援課にお問い合わせ下さい。

- ⑪ 児の傷病治療のために欠かせないお薬の服用、その他、児の日常として必要な事の申し出については極力応じる。
  
- ⑫ 保護者と託児室の間で何らかのトラブルが生じた場合はお互い良心をもって解決に当たることとする。それにも拘わらず解決されない時は、中立的な立場のかたに仲裁をお願いする。
  
- ⑬ この利用規約は適宜改訂する。

以上